

| | |
|---|--|
| <p>平成 29 年度第 1 回 公契約審議会</p> <p>平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 3 時 20 分～午後 4 時 10 分</p> <p>東 41 会議室</p> | |
| 出席委員 | 石原委員、河邊委員、河合委員、清水委員、中原委員 |
| 事務局 | 稲葉財務部長・榎本契約検査課長・長濱契約検査課長補佐・大山契約検査課長補佐 |
| <p>契約検査課長</p> <p>財務部長</p> <p>会長</p> <p>課長補佐</p> <p>会長</p> <p>各委員</p> <p>会長</p> <p>課長補佐</p> <p>各委員</p> <p>会長</p> <p>課長補佐</p> <p>委員</p> <p>課長補佐</p> <p>契約検査課長</p> <p>委員</p> <p>課長補佐</p> | <p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>挨拶</p> <p>資料 1 「平成 28 年度審議会の答申について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 1）</p> <p>質問・意見ありませんか。</p> <p>（意見なし）</p> <p>それでは次の議題に移らせていただきます。続いて資料 2 「特定公契約の状況について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 2）</p> <p>（意見なし）</p> <p>続いて資料 3 「入札状況について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明（資料 3）</p> <p>企業会計の上半期の落札率が下がっていますが、何か理由はありますか。</p> <p>競争が激しくなったためと考えています。</p> <p>社会保険の未加入者対策の強化についてですが、平成 29 年 10 月以降の公告分から実施し、過去のものに遡るということではありません。</p> <p>対象となる未加入業者のうち、一次下請けでは 10 者程度未加入業者がいましたが、加入していただけるかどうかということになります。業種としては、建設業者ではない専門業者が入っていました。</p> <p>国は、平成 29 年の 10 月から強化されており、二次下請け以下についても社会保険未加入者には制裁金を課するようにしています。豊橋市は国に比べると対象業者数も少なく、この制度を始めたばかりであるということもあり、一次下請業者を主に対応することになります。</p> <p>制裁金の 10%とは、下請業者に発注した金額の 10%ということでしょうか。</p> <p>そのとおりです。</p> |

| | |
|--------|---|
| 委員 | 建設業許可権者への通報については、社会保険未加入であることを通報するのか、社会保険未加入者を使っていることを通報するのかどちらでしょうか。 |
| 課長補佐 | 社会保険未加入者であることを通報します。 |
| 委員 | 元請の通報はしないということでしょうか。 |
| 課長補佐 | そのとおりです。二次下請以降業者に対するペナルティはありません。 |
| 契約検査課長 | 未加入のまま下請契約をする可能性はあるかもしれませんが、一次下請に社会保険未加入業者が施工していた場合、元請については指名停止になりますので、契約することはないと思われます。 |
| 委員 | 一次下請については把握できると思いますが、二次下請以降になると、どの程度担保できるのかということは探りながらになると思います。 |
| 契約検査課長 | 市としても、二次下請以降もすぐに対策を行うというのはなかなか難しいと思っていますので、一次下請を対象としますが、今後、状況を見ながら国のように対象を拡大するか否かを判断することになります。 |
| 会長 | 続いて資料4「労働報酬下限額について」事務局より説明をお願いします。 |
| 課長補佐 | 説明（資料4） |
| 委員 | 愛知県は労働報酬下限額を設定しているのでしょうか。 |
| 契約検査課長 | 愛知県も公契約条例を施行しており、労働環境確認書の提出を求めています。労働報酬下限額を設定した賃金の底上げは行われていません。 労働報酬下限額を設定している自治体は少なく、例えば奈良県のように労働報酬下限額を定めていながら、その額を地域別最低賃金と同一にしている自治体もあり、賃金の底上げがされていない理念型の公契約条例もあります。 |
| 委員 | 理念型条例で議会もよく納得できるなと思います。 |
| 契約検査課長 | 理念型の条例であっても、発注者の責務を設定し、例えば最低制限価格の引き上げを行う等、労働環境改善のための施策を実施しています。 下請等の賃金の把握がなかなか難しいことから、労働報酬下限額を設定をしていない自治体が多いのではないかと思います。 |
| 会長 | 続いて資料5「事業者からの意見聴取について」事務局より説明をお願いします。 |
| 課長補佐 | 説明（資料5） |
| 委員 | アンケート結果を取りまとめてどのように使用するのでしょうか。 |
| 契約検査課長 | 今年の12月に第2回の審議会を開催させていただく予定ですので、そこでアンケートの結果を報告させていただく予定です。 昨年度、委員より労働環境確認書の証拠を取ればよいのではないかと、 |

| | |
|--------|--|
| | <p>との意見がありましたが、理解が得られるかどうかについての質問と考えています。</p> |
| 委員 | <p>賃金台帳となると負担は大きいと思いますが、例えば就業規則や三六協定を提出させるべきかといった議論ができればよいと考えています。</p> |
| 委員 | <p>審議会としては、アンケート概要の3（質の向上、通常と異なる対応）や4（地域経済・社会の活性化）の項目で良い結果が出ればよいですね。</p> |
| 契約検査課長 | <p>実際にどのような聞き方になるかわかりませんが、ボリュームのあるアンケートなのでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>A4の紙3ページ程度になります。</p> |
| 委員 | <p>何か意見がございましたら、アンケートに反映できると思います。</p> |
| 委員 | <p>効果についてはまだ始まったばかりなので、書きようがないのではないかと思います。</p> |
| 委員 | <p>アンケート概要の7（受注による賃金引上げ対応の有無）について、その工事だけで賃金の引き上げということはないように思います。事業者としては全体を見ての対応になるので、答えにくいのではないかと思います。</p> |
| 委員 | <p>受注がなくても、年々上がっていることがあるかもしれません。受注による賃金引上げはうまく反映していないけど、賃金をあげましたということもあるかもしれません。設問としては特定公契約の受注によらない賃金引上げについても書いていいかもしれません。</p> |
| 契約検査課長 | <p>自由に意見を言うていただくために無記名で記入していただくようになります。</p> |
| 委員 | <p>労働者の方へのアンケートも考えていましたが、ホームページへ掲載や回答率の低さ等が問題となり、なかなか難しいのではないかと考え、事業者の方へのアンケートといたしました。</p> |
| 委員 | <p>今後、労働者を対象としたアンケート方法を考えて実施しなければならないのではないかと考えていますが、いかがでしょうか。</p> |
| 委員 | <p>前回聞いた話だと現場に行って公契約条例の周知状況の聞き取りをしたとお伺いをしました。アンケートというほどではなくても、このような取り組みをしていただけると、よいのではないかと思います。</p> |
| 委員 | <p>ノーマークだといけないと思いますが、アンケートになると、事業者であっても回答率がどの程度になるかわかりません。下請けに行くほど答えていただけるか分からないということもありますし。</p> |
| 契約検査課長 | <p>おそらく回答率は下請に行くほど低くなると思われます。</p> |
| 会長 | <p>今後、労働者の方に公契約条例が浸透しているのか確認していきます。</p> |
| 会長 | <p>他に何かありますか。</p> |

| | |
|--------|---|
| 委員 | <p>他の審議会に出た時に、今までは建設業者は子育て応援企業の応募が少なかったのですが、最近建設業者からの応募が増え始めているので、社会的な効果がでてきているのではないかと考えています。違う面で感心しており、この制度を実施してよかったと思っています。</p> |
| 契約検査課長 | <p>今のお話を説明させていただきますと、価格以外の評価を行い落札者の決定をする総合評価落札方式という入札方式を行っており、その中で子育て応援企業の認定がされていると 0.5 点が加点されるようになっています。</p> |
| | <p>0.5 点は、1 億円の工事とすると 50 万円分の効果があり、子育て応援企業の認定ハードルは低いと思われますので、賛同をいただけているのではないかと思います。</p> |
| | <p>他の消防団協力事業所表示制度については、なかなか進んでいないのが実状だと聞いています。</p> |
| | <p>なお、本来、総合評価落札方式は品質確保を目的としていますので、子育て応援企業の認定や消防団協力事業所の認定で品質確保につながるかと言われると難しいものがあります。</p> |
| | <p>加点のバランスについてはプラスアルファ程度に留めておくべきかと思えます。</p> |
| 会長 | <p>続いて「その他」について事務局より説明をお願いします。</p> |
| 課長補佐 | <p>説明（その他）</p> |
| | <p>現在の審議会委員の任期が 30 年 2 月 24 日で満了となりますので、第 3 回の審議会については、任期満了前には行いたいと思います。</p> |
| 会長 | <p>その他ご意見等はよろしいでしょうか</p> |
| (各委員) | <p>(意見なし)</p> |
| 会長 | <p>これにて本日の審議会を終了いたします。</p> |